

平成23年8月25日
契約検査室資料

工事入札にかかる最低制限価格の事後公表について

本市においては、平成15年度から競争入札妨害防止の観点で、競争入札(工事)における最低制限価格について、予定価格とともに入札前の事前公表を行ってきました。しかし、建設事業者の見積り努力を損なうことやくじによる偶然の受注が増加することにより経営面・技術面等で努力することが報われないなど、事前公表の弊害が指摘されていることを踏まえ、最低制限価格を事前公表から事後公表に移行することとしました。

【適用日】

平成23年9月1日 入札通知・公告分から

【対象】

指名競争入札、一般競争入札を行う全工事

本市の過去の収賄事件や県内の他の自治体における入札妨害事件の発生に鑑み、最低制限価格の事後公表化にあわせ、「栗東市公共工事等発注者倫理規程」の制定を行いました。

【規程の概要】

- 発注担当職員及び職員の責務
 - 発注担当職員の秘密保持
 - 関係事業者等の応接方法
 - 関係事業者等からの不当な働きかけに対する対応
- 発注業務に関して、職員が関係事業者等から不当な働きかけを受けたときは、これを報告、記録、建設工事契約審査委員会に指示、公表する。